

# しょく罪寄附は 法テラスへ

しょく罪寄附とは、道路交通法違反、覚醒剤取締法違反など「被害者のいない刑事事件」や、「被害者に対する弁償ができない刑事事件」などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために行う寄附です

法テラスは主に以下の業務を行っています

情報提供業務

民事法律扶助業務

国選弁護等関連業務

犯罪被害者支援業務

司法過疎対策業務

## Topic

令和8年1月から新たに犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）の運用を開始し、犯罪被害者支援業務をより一層充実させてまいります。

## しょく罪寄附の使い道

しょく罪寄附は、公益性の高い法テラスの各種業務のために使わせていただきます。しょく罪寄附の手続きについては、弁護人をご相談ください。

しょく罪寄附は、裁判所において情状の資料として評価されています。また、弁護人から「情状立証としても、被疑者・被告人に償いを実感させる意義としても有効」などの感想が寄せられています。

## 手続きは簡単です 一原則即日発行

しょく罪寄附のお申込み・お問合せは、法テラス本部・各地の法テラス地方事務所・支部・出張所でお受けしています。

弁護人を通じて所定の「しょく罪寄附申込書」をご提出の上、寄附金を納付していただきますと、速やかに「しょく罪寄附を受けたことの証明」と「領収証」を発行します。

※手続きをお急ぎの場合、まずは最寄りの法テラスまで事前にご連絡の上、FAXにて申込書をお送りください。

寄附金を窓口までご持参いただいた際に、その場ですぐに証明書等を発行することができます。

